

にいまるいちななプラステン

建設産業政策2017+10

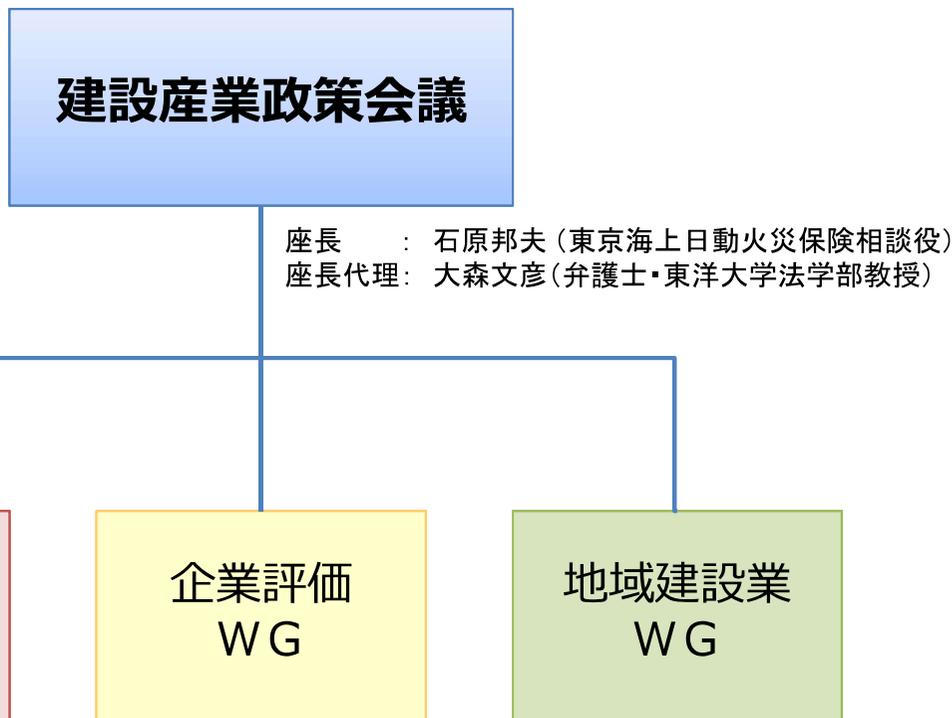
あす

～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～(概要)

建設産業政策会議について

劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うため、学識経験者、民間有識者、建設産業関連団体から構成される「建設産業政策会議」を設置（座長：石原邦夫 東京海上日動火災保険相談役、座長代理：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）。また、「建設産業政策会議」のもとに、3つのWG（法制度・許可WG、企業評価WG及び地域建設業WG）を設置。

【検討体制】



座長：大森文彦
（弁護士・東洋大学
法学部教授）

座長：丹羽秀夫
（公認会計士・税理士）

座長：大橋弘
（東京大学大学院経済学
研究科教授）

【開催経緯】

- 第1回：平成28年 10月11日
- 第2回： 12月22日
- 第3回：平成29年 1月26日
- 第4回： 3月16日
- 第5回： 5月29日
- 第6回： 6月13日
- 第7回： 6月30日

※そのほか、各WGを平成29年2月以降3回ずつ開催し、本会議とあわせて計16回の議論を実施。

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。



10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設業従事者の継続的な処遇改善（賃金等）
 - －技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
- 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
 - －工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ
 - －適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- 働く人を大切にす業界・企業であることを見える化
 - －専門工事企業の評価制度の創設
 - －技能労働者の位置づけの明確化（建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等）
 - －許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - －人材育成体制の強化

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化
 - －地域貢献に取り組む企業の評価（防災活動、建機保有等）
 - －市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み



【業界内外の連携による生産性向上】

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手待ちの防止
 - －全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - －企業間における人材の効率的な活用（労働の平準化）
 - －ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
 - －発注体制を補完するためのCM方式の制度化
 - －企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - －BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - －工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止（報告徴収・立入検査、勧告等）

- 個々の企業の取組
 - ・継続的な処遇改善（賃金等）
 - ・施工技術の向上
 - ・地域の守り手としての役割の維持

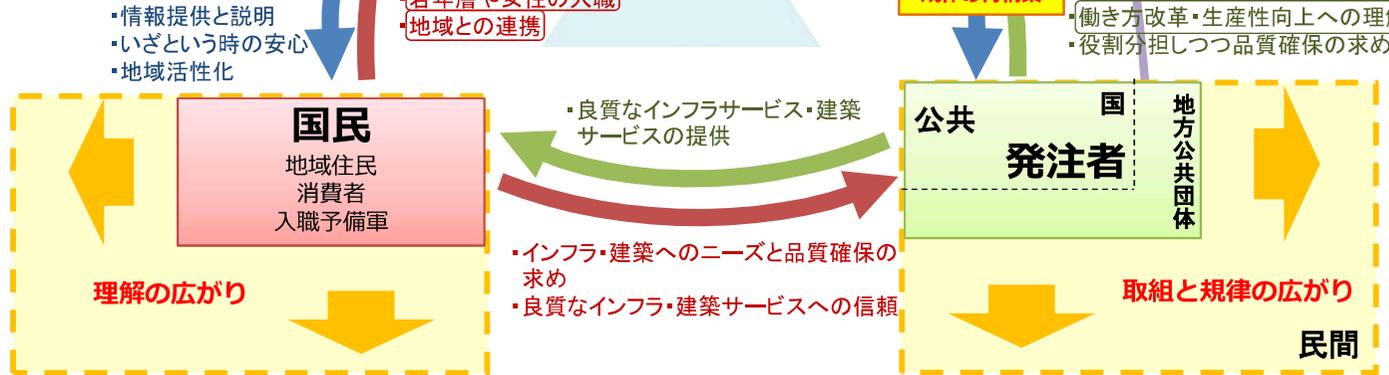
- ・良質な建設サービスの提供
- ・情報提供と説明

- ・建設産業への理解と信頼
- ・若年層や女性の入職
- ・地域との連携

相互関係の透明性と緊張感

規律の再構築

- ・働き方改革・生産性向上への理解と協力
- ・役割分担しつつ品質確保の求め



個々の企業に係る施策

企業間や業界全体に係る施策

発注者・設計者や地域など 様々な主体との連携に係る施策

働き方改革

- ・許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - －労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化
- ・建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化
- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化
 - －建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務
 - －専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ等

- ・専門工事業に関する企業情報の提供
 - －技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
- ・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進
- ・一人親方への対応
 - －労働災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得支援、労災保険特別加入促進
 - －適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化
- ・女性の働きやすい職場環境の整備
- ・建設業退職金共済制度の更なる普及・改善
 - －民間工事における建設業退職金制度の活用を促進
 - －掛金納付方式の見直しや建設キャリアアップシステムとの連携を推進

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －不当に短い工期による契約締結を禁止
 - －不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある催告制度
 - －工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加
- ・適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- ・働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成
 - －先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進
- ・教育機関、研修機関の体制確保の推進
- ・施工時期の平準化の取組の拡大
- ・働き方に関する評価の拡充
 - －働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
 - －社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

生産性向上

- ・営業所専任技術者要件の見直し
- ・技術者配置要件の見直し
- ・技能労働者の多能工化の普及
- ・中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援

- ・現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築
- ・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開
 - －複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり
- ・建設工事における電子商取引の推進

- ・受発注者双方の責務や役割の明確化
 - －契約の対価となる業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取決めの明確化
 - －適切な設計図書の提示・変更、施工条件の明示
- ・設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進
- ・設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進
- ・全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
- ・海外展開
 - －官民連携によるアジアでの更なる受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等請負工事以外のビジネスモデルへの参入支援
 - －プラットフォーム（協議会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援等

良質な建設サービスの提供

- ・小規模建設工事に適用される規律の充実
 - －無許可業者に適用される規定を拡充
 - －一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設
- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲）
 - －建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務
 - －専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ等

- ・民間工事の発注者に向けた企業情報の提供
 - －電子申請化と併せて、工事経歴書・財務諸表等をインターネット上で公開、民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築
- ・専門工事業に関する企業情報の提供（再掲）
 - －専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・適正な施工の徹底のための体制づくり
 - －技術者資格の確認制度の対象拡充
 - －悪質な不正行為に対する、経営者と技術者の責任分担を踏まえたペナルティの充実

- ・個人発注者等の保護
 - －受注者からの情報提供や契約内容の説明
- ・地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完
 - －CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設
 - －発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）
- ・法令違反への対応の厳格化
 - －法令違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化
- ・工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止
 - －工場製品の製造者への報告徴収・立入検査、催告等の制度を創設

地域力の強化

- ・地域の建設企業の経営プロセスの改善
 - －営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員の処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信
- ・地域の建設企業の経営基盤強化
 - －円滑な事業承継に向けた環境の整備
- ・将来の建設市場に対応した制度構築等
 - －維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等

- ・複数の建設企業等による事業連携の促進
 - －人材や建機等の相互融通の円滑化
- ・ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲）
 - －複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり

- ・地域貢献に関する評価の拡充
 - －防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大
 - －建設機械の保有状況の加点方法の見直し
 - －維持や除雪の実績の経営規模評価への反映
- ・地域建設業と市町村との連携強化
 - －市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった建設産業の振興・発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討
- ・地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式
 - －地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外の制度も参考にした新たな入札契約方式の導入
- ・工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進

施策横断的に取り組むべき重要な課題

- ・重層下請構造の改善
- ・請負契約だけでなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築
- ・個々の企業の技術力、収益力、ガバナンスの向上
- ・各プレーヤー間の関係の透明性と緊張感
- ・ランク分け制度など公共工事の発注の基本的枠組みの再構築